

入札説明書

(加地発電所（水力発電所）容量価値売却（発動指令電源）
の単価契約)

(令和 8 年 8 月 24 日付け公告分)

鳥取県企業局経営企画課

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）及び本件売却に係る入札公告（以下「公告」という。）に定めるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和8年8月24日

2 契約をする者 鳥取県知事 平井伸治

3 担当部局 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271
鳥取県企業局経営企画課
電話番号：0857-26-7445
ファクシミリ番号：0857-26-8193

4 入札に付する事項

(1) 件名

加地発電所(水力発電所)（以下「加地発電所」という。）容量価値売却（発動指令電源）の単価契約

(2) 契約書及び仕様等

別添契約書案及び仕様書のとおり。

(3) 契約期間等

ア 契約期間 契約締結日から令和12年3月31日まで

イ 売却期間 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 受給場所

名 称	最大出力(kW)	型 式
加地発電所	1,100	水路式

5 入札に参加する者に必要な資格
本件公告のとおり。

6 契約する者
鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

7 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県企業局経営企画課
電話 0857-26-7445
電子メール kigyou@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

(1)と同じ。

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

令和8年8月24日（月）から令和8年9月28日（月）午後5時までの間にインターネットのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/320414.htm>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月28日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(5) 郵便等による入札

ア 可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

イ アによらない入札日時より前の持参による提出は受け付けない。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年10月14日（水）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月13日（火）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎2階企業局会議室

8 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより7（1）のアドレス宛に令和8年9月28日（月）午後5時までに提出することとし、原則として、訪問、電話、郵送又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。なお、資格審査、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については随時回答する。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問に対する回答については、令和8年10月5日（月）までに、インターネットのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/320414.htm>) によりまとめて閲覧に供する。

9 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、（2）の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を作成の上、7（1）の場所に令和8年9月28日（月）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出しなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 電気事業法第27条の30の規定による特定卸供給事業の登録を受けている者であることを証明する書類の写し（資源エネルギー庁ホームページ掲載をもって代用可）

ウ 令和11年度容量確保契約書及び電源等情報登録通知書（中国エリア）の写し

- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出資料は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (6) 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

10 資格審査について

9 (1) により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年10月5日(月)までに通知する。

11 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書(様式第4号)は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称及び入札者名を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札金額は、売却期間中の容量価値1キロワットあたりの契約単価とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札回数は3回までとする。
- (6) 9 (5) による入札で2回目以降の再度入札を行おうとする者は次のとおりとすること。
 - ア (2) により提出する書類(以下、「入札書等」という。)を封入する封筒は、該当する回数を明記すること。
 - イ 1回目の入札で落札決定したときは2回目以降の入札書等は開封せず、2回目の入札で落札決定したときは3回目の入札書等は開封しない。
 - エ 回数の明記のない封筒を提出した者は、12 (6) により全ての入札を無効とする。
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札書に記載された入札金額と、内訳計算書の入札書記入金額とに相違のある入札者は失格とし、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 入札者は、協定、施行令、調達手続特例規則、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (10) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (11) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。
- (12) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式第5号)を持参又は郵送すること。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届(様式第5号)の提出又は入札書を提出しないこと。

- (13) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第3号）を7（1）の場所に提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (14) 委任状及び入札書のあて名は、鳥取県知事 平井 伸治 とする。

12 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者（7（5）の場合を除く。）のした入札
- (3) 委任状のない代理人の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (5) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (6) 1回の入札に対し、入札書等をそれぞれ2通以上提出した入札
- (7) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 金額数字の不鮮明な入札
- (10) 協定、施行令、調達手続特例規則、財務規程、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

ア 予定価格以上で、最高の価格を提示した者（以下「最高価格者」という。）を落札者とする。

なお、落札者となるべき最高価格者が2者以上あるときは、当該最高価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者に決定する。この場合において、最高価格者がくじを引くことができない、又はくじを引かないときは、これらに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 当該入札によって落札に至らなかった場合には、提示した価格が最も高い者と随意契約の交渉を行うものとする。

ウ 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から14日以内に契約を締結することとする。

14 専属的合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 落札者は、本件公告6（2）により契約保証金の免除を受けようとする場合、落札決定後契約締結日までに契約保証金免除申請書（様式第6号）とその添付書類を提出すること。
- (3) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (4) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(5) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札見積金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

16 その他の配布書類（別紙様式）等

- (1) 加地発電所容量価値売却（発動指令電源）の単価契約（案）
- (2) 仕様書
- (3) 仕様書別紙（停止期間内訳表）
- (4) 仕様書別紙（発電実績）
- (5) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (6) 質問書（様式第2号）
- (7) 委任状（様式第3号）
- (8) 入札書（様式第4号）
- (9) 入札辞退届（様式第5号）
- (10) 契約保証金免除申請書（様式第6号）
- (11) （参考）入札書記載例
- (12) （参考）事前提出書類チェックリスト